

仕様書

1 業務名

「(仮称)Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン」
パンフレット等デザイン作成業務

2 業務目的

札幌市では、令和4年10月に策定した「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」に基づき、「居心地が良く歩きたくなるまち(ウォーカブルシティ)」を実現するため、都心・地域交流拠点・住宅市街地それぞれにおいて、ハード・ソフト両面から効果的な取組を推進していくこととしており、令和7年度末には「(仮称)Well-Moving City SAPPORO 2045 ビジョン(以下、「ビジョン」という。)」を策定することを予定している。

本業務は、ビジョンについて視覚的に訴求力の高いパンフレット、ポスター、ロゴマーク等を作成することで、今後の周知・広報に活用し、市民や事業者等の多様な主体に対して、その理念や将来像を分かりやすく伝えることを目的とするものである。

3 業務内容

受託者は、本市の意図を十分に読み取り、以下の制作物について企画、構成、デザイン、コピーライティング、イラスト・図表作成、撮影(必要な場合)、校正等を行うこと。

(1)パンフレットの作成

ビジョンの全体像を市民や事業者等に分かりやすく解説する概要版パンフレットを作成する。規格はA4判、12ページ程度、フルカラーとする。納品形式はAIデータ(Adobe illustrator)形式及びPDF形式とする。

(2)ポスターの作成

公共施設や各地域のまちづくり拠点等への掲出を想定し、ビジョンのコンセプトとビジュアルを印象的に伝えるポスターを作成する。規格はA2判、フルカラーとする。納品形式はAIデータ(Adobe illustrator)形式及びPDF形式とする。

(3)ロゴマークの作成

ビジョンを象徴し、長期的に使用できるロゴマークを作成する。想定する使用シーンは広報物への掲載や、社会実験等において現場にて掲出すること等である。規格はフルカラーとし、納品形式はAIデータ(Adobe illustrator)形式、PNG-32形式(透明度情報を含む。)、PDF形式、とする。また、ロゴマークの使用ルールやカラーコード等を記載した簡易ガイドラインを作成する。

(4)本書表紙のデザイン作成

別途本市が作成するビジョン冊子の表紙及び裏表紙を作成する。

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月19日(木)まで

5 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

6 権利関係

- (1) この業務の遂行に伴う打合せ、資料、調査、計画等の内容は第三者に漏らさないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、納品した成果物について、受託者が有する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する著作権を成果物の納入とともに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (3) 受託者は、納品した成果物について、著作権法第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないものとする。
- (4) 受託者は、委託者に無償譲渡する著作権を委託者以外の第三者に譲渡しないこととする。
- (5) 受託者は、納品した成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証することとする。なお、成果物が第三者の著作物である場合には、当該事業の趣旨を踏まえ、著作権その他諸権利に関して必要な手続きを行うこととし、手続きの不備によって生じる一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (6) 委託者は、著作権法第20条第2項の規定に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。

7 特記事項

- (1) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (2) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (3) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (4) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (5) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (6) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)に基づき、適切に取扱うこと。
- (7) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。